

収支内訳書（農業所得用）の書き方

農業所得の申告では、収入金額と必要経費による収支計算で申告していただくこととなります。

なお、収入金額以外にも作付面積・収穫量等を確認させていただく場合があります。事前にご確認の上、申告会場にお越しいただくようお願いいたします。

1 農業所得

農業に関わる収入（販売金額・家事消費金額・雑収入等）から、必要経費や専従者控除を引いた額です。

農業所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除

2 収入金額

収入は、項目ごとに計算してください。

科 目	内 容	記入先	
販 売 金 額	農作物の各種類の販売金額※ ¹ の合計	①	
家事・事業消費金額	収穫した農作物を家族で食べたり、贈答したり、自己の生産のために消費した金額（家事・事業消費金額＝消費数量×収穫時の平均額※ ² ）	②	
雑 収 入	自主流通米や加工米の精算金、受取共済金、出荷奨励金等	③	
棚 卸 高	12月31日現在で販売用として所有している農作物の棚卸額 生鮮な農作物や棚卸量が少ない物に関しては省略してもかまいません。	期 首	⑤
		期 末	⑥

※¹ 販売金額…市場手数料・包装費等出荷に要する経費を差し引く前の金額。

※² 収穫時の平均額…販売単価から市場手数料、包装費等の出荷に要する経費を差し引いた額。
販売をしていない場合は、消費数量にJA等で調べた出荷価格を乗じてください。

3 必要経費

農業収入を得るために必要な支出（家事関連費を除く部分）をいいます。下記の表を参考に分類・計算をしてください。

【主な必要経費の一覧表】

科 目	必要経費に該当する支出	記入先	
雇 人 費	アルバイト等の給料	⑧	
小作料・賃借料	農業用地の地代、農機具の賃借料、共同施設の利用料	⑨	
減 価 償 却 費	農業用建物、ハウス、大型農具等の購入費（10万円以上のもの）	⑩	
貸 倒 金	売掛金等の貸倒損失	⑪	
利 子 割 引 料	農業用土地建物、農機具購入のための借入金利子、手形割引料	⑫	
租 税 公 課	農業資産の固定資産税・自動車税、農事組合費、生産組合費	⑬	
種 苗 費	種代、苗代	⑭	
肥 料 費	肥料、堆肥の購入費	⑮	
飼 料 費	飼料の購入費	⑯	
農 具 費	使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費	⑰	
農 薬 ・ 衛 生 費	農薬費、共同防除負担金	⑱	
諸 材 料 費	袋掛用袋、釘、針金の購入費	㉑	
修 繕 費	農業用建物・自動車、農機具の修繕費、車検代、ビニールハウス張替え費用	㉒	
動 力 光 熱 費	農業用の電気代、農業用自動車等のガソリン代	㉓	
作 業 用 衣 料 費	農作業用の衣類、長靴・手袋等の購入費	㉔	
農 業 共 済 掛 金	農作物や農業資産の共済掛金、農業自動車の損害保険料	㉕	
荷造運賃手数料	包装資材の購入費、運送費、市場等手数料	㉖	
土 地 改 良 費	土地改良区、水利組合の負担金のうち維持管理費等	㉗	
雑 費	事務用品の購入費、通信費等	㉘	
農作物以外 の棚卸※ ³	期 首	収穫していない農作物に要した費用	㉙
	期 末	肥料や農薬等年末に残っている物	㉚

※³ 毎年同程度の規模の肥料・農薬等については、棚卸を省略してもかまいません。

【減価償却費】

必要経費は、原則としてその年中に実際に支払った（支払うことが確定した）金額を算入しますが、減価償却費は償却年数に応じて複数年に分けて算入します。

減価償却費の計算式

平成19年4月1日以降に取得したもの：取得金額 × 償却率 × 本年の償却期間 × 事業割合

平成19年3月31日までに取得したもの：取得金額 × 0.9 × 償却率 × 本年の償却期間 × 事業割合
例) 田植機 令和3年9月1,575,000円で購入 耐用年数7年 事業割合100%

1,575,000×0.143×(12/12)×100%=225,225円

制度改正により、減価償却が残存価格1円までできるようになりました。

平成19年3月31日までに取得した償却資産は、旧定額法の償却可能限度額まで達した後、その翌年以降5年間で残存価格の1/5ずつ、残存価格1円まで償却します。

・主な減価償却資産の耐用年数・

耐用年数	償 却 率			該 当 機 種
7年	取得日	平成19年3月31日まで	0.142	歩行型トラクター、耕うん整地用機具、田植機、 自脱型コンバインバインダー、乗用型トラクター、 もみすり機、穀物乾燥機
		平成19年4月1日以降	0.143	

4 専従者控除

事業主と生計を一にする親族で、1年のうち6か月を超える期間、事業にもっぱら従事している人であれば、その専従者1人につき最高86万円（配偶者以外の親族は50万円）を必要経費とすることができます。ただし、事業主本人の所得金額以上の経費とすることはできません（青色申告事業主の場合を除きます）。

なお、専従者控除に該当する方は、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の対象になりません。

5 収支計算による申告

平成17年度から、家事消費等の基準金額が廃止になりました。申告の際は、実際に得た収入金額またはそれに準ずる金額（集荷をした場合の金額）を申告者ご自身で計算して申告していただきます。

販売をしていない方は、JA等で一般的な出荷金額等を調べて申告してください。収入金額が判断できない場合、申告の受付ができませんので、事前にご確認をお願いします。

● 農業所得Q&A ●

Q 収支計算を行いたいが、領収書の一部を紛失してしまった。 A 原則として、領収書等支出が分かるものがない場合、紛失した領収書分の経費を申告することはできません。領収書等は大切に保管してください。	
Q 販売をしていないので、収入金額が不明だがどう申告すればいいのか。 A 平成17年度から家事消費等の基準金額が廃止になりました。ご自分でJAや市場等で平均額を調べて申告していただきます。 収穫量(kg)×平均額(円/kg)=収入金額	Q 農業用と家事用の電気代や水道代の区別ができない。どうすればいいのか。 A はっきりと判断できることが望ましいのですが、区別ができない場合は割合で算出してかまいません。かかった水道光熱費分の何割が農業用になるかを判断し、該当金額を算出します。
Q まだ支払いを受けていない収入があるが、それも収入に含めて申告するのか。 A 収入金額と必要経費は、該当年に収入または支出することが確定した金額をいいます。つまり、今現在支払いを受けていなくても、昨年中に収入されるべきだったものは申告してください。	Q 必要経費がまったく分からない。それでも収支計算での申告になるのか。 A 平成17年分の申告までは、収入金額が200万円未満の方は経費目安割合での計算でも申告できました。しかし、平成18年分からは、すべての方が収支計算での申告になります。

このほか不明な点につきましては、下記までご連絡ください。

日立市市民税課市民税係
〒317-8601 日立市助川町1-1-1
電話 0294-22-3111（内線235・236・239）
IP電話 050-5528-5000

日立市のホームページでは、申告会場案内等様々な情報を提供しています。

【日立市ホームページアドレス：<https://www.city.hitachi.lg.jp/>】

【記載例】 下記を参考に必要事項を記入して、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

表面

裏面

令和06年分収支内訳書（農業所得用）

提出用

住所 日立市〇〇町×-× **あ**

氏名 シロイ クロウ **あ**
市税 太郎 電話番号 ××-××××

令和 年 月 日 (自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

収入金額①	1,380,000	修繕費①	
必要経費②	224,750	動力光熱費②	117,200
雑収③	3,000	作業用衣料費③	36,000
小計④	1,607,750	農業共済掛金④	
減価償却費⑤		貯運賃貸手数料⑤	
土地改良費⑥		土地改良費⑥	
雇入費⑦		その他(人分)⑦	
小作料・賃借料⑧		計⑧	
減価償却費⑨	270,760	小作料・賃借料の内訳⑨	
貸倒金⑩		支払先の住所・氏名⑩	
利子割引料⑪		面積・数量・支払額⑩	
租税公課⑫	53,150	専従者控除⑪	834,510
種苗費⑬	36,000	所得金額⑫	1,105,270
肥料費⑭	215,860	専従者控除⑬	502,480
飼料費⑮		所得金額⑭	502,800
農具費⑯	153,200	⑭のうち、肉用牛について 特別の適用を受ける金額	
農薬費⑰	18,000		
資材費⑱	123,480		

○雇入費の内訳

氏名・住所又は作業名 日数 賃金 合計 所得税次 農業特別 所得税の源泉徴収税額

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名 面積・数量 支払額

○専従者の氏名等

氏名 (年齢) 続柄 従事月数

○収入金額の明細

農作物等の種類品名等	作付面積(飼育頭数)	販売金額	家事消費事業消費額	農作物の播種高		農作物等の種類品名等	作付面積(飼育頭数)	販売金額	家事消費事業消費額	農作物の播種高	
				期首数量	期末数量					期首数量	期末数量
水稲	120 a	1,380,000 円	195,000 円	kg	円						
家事用野菜	5		29,750								
小計		1,380,000 円	224,750 円								
畜産物その他											
合計		1,380,000 円	224,750 円								

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(附属資産含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	取得価格(償却保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は改定償却率	本年中の償却期間	本年分の普通償却費(④×⑧×⑨)	特別償却費	本年分の償却費合計(⑩+⑪)	事業専属性割合	本年分の必要経費控除額(⑫×⑬)	未償却残高(期末残高)	摘要
農業用倉庫	33㎡	H17.5	1,500,000 円	1,350,000 円	定額	15年	0.066	12/12月	15,000 円		15,000 円	100%	15,000 円	30,000 円	
普通トラック	1台	R37.7	750,000	750,000	定額	5	0.200	12/12	150,000		150,000	100	150,000	225,000	
収穫機	1台	H30.9	320,000	320,000	定額			12/12	45,760		45,760	100	45,760	30,187	
一括償却資産	R04		180,000	180,000	-			-	60,000		60,000	100	60,000	0	
計									270,760		270,760	100	270,760	285,187	

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬・受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産の年月日	前年から継続期間	本年中の種苗費、種付料、素直費の控下費用	本年中の肥料、農薬等	小計(④+⑤)	育成中の果樹等から生じた収入金額	本年中に取得したものの取得価格(⑥-⑦)	本年中に成熟したものの取得価格(⑥+⑧-⑦)	⑥、⑧、⑨の計算方法	◎本年における特殊事情

収支内訳書作成のポイント！

- 「収入金額」「必要経費」を参考に、項目ごとに領収書等を分類しましょう。
- 初めから表面の収入金額や必要経費を記入するのではなく、表面右側や裏面の内訳・明細(㉑)(㉒)(㉓)を書き入れ、項目ごとに小計を出してから、表面の表に書き入れましょう。
- 2で算出した小計を表面の表の該当箇所に書き入れてから、それ以外の経費等を記入しましょう。
- 記入漏れ等がないか確認をして、最後に記名をしてください。

㉑ 住所・氏名・電話番号などの記入漏れがないか、確認をしてください。

㉒ 「収入金額」を記入します。
 ・「収入金額」を参考にして分類し、項目ごとに金額を記載してください。
 ・まず、裏面「収入金額の内訳」(上図㉒)を記入し、項目ごとに小計を出すと作成しやすくなります。

㉓ 表面「収入金額」(上図㉒)の内訳を記入します。
 ・家事消費の農作物がある場合、販売金額から算出することが原則です。販売がない場合は、JA等で平均額を確認し、申告していただくことになります。

㉑ 表㉑中「雇入費⑧」「小作料・賃借料⑨」「専従者控除⑩」に該当する経費がある場合には、それぞれ内訳を記入してください。

㉒ 「必要経費」を記入します。
 ・「必要経費」を参考にして分類し、項目ごとに金額を記載してください。
 ・家事関連費を除いた額を記載してください。
 ・「雇入費⑧」「小作料・賃借料⑨」がある場合は表面右側の内訳(上図㉑)を、「減価償却費⑩」については、裏面の計算の欄(下図㉓)をそれぞれ作成してください。

㉓ 表面「減価償却費⑩」(上図㉑中)の内訳を記入します。
 ・令和6年分の減価償却費を計算してください。
 ・減価償却年数等が分からない場合は、市民税課または税務署へお問い合わせください。